

土砂災害及び山地災害防止機能の早期回復と強化を求める意見書

近年、日本全国で気象条件の激変によって、集中豪雨、地震などの想定を上回る災害による被害が起きている。

とりわけ広島県においては、本年7月に発生した豪雨（平成30年7月豪雨）によって死者、行方不明者が114名、倒壊、浸水家屋は13,000棟を越える被害となった。

今回の災害の特徴として、山地のがけ崩れ、土砂、岩石、流木の流出による土砂災害や河川氾濫による甚大な被害を受けたほか、農地や道路の崩壊、上下水道施設の破損などの被害も多くあった。

国（林野庁）と広島県等が7月末に行った学識経験者等による山地被害の現地調査では、不安定土砂、巨石が溪流内、林地に堆積しており、現状把握のために踏査等による現地調査が効果的であることや、一部治山ダムでは袖部、堤体等が破損しており、巨石が流出するおそれがあることから、治山ダムの増厚、袖部の強化の検討が必要などと報告されている。

また、治山事業の災害防止施設は、その施設の性格上、堆積土の除去など維持管理については行われていないものもあり、既存の砂防ダムなどの土砂災害防止施設も、今回の災害により被災したものや土砂の堆積、経年劣化しているものも存在する。

特に庄原市では、急峻な山間に集落が点在する地域が多いことから、災害の危険性が懸念される地域の住民は不安を抱えたままの生活を送っており、砂防ダムや治山ダムなど災害防止施設の整備・点検等は喫緊の課題である。

よって、国においては、国土強靱化基本法の理念に基づき、住民が安心して暮らせるように、今回の調査報告から、さらなる詳細な調査を早急に行い、あわせて関係機関で情報共有と連携を図り、既存の制度に捉われることなく、緊急特例措置として、土砂災害及び山地災害防止機能の早期回復と強化に向けて迅速な対策を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

庄原市議会